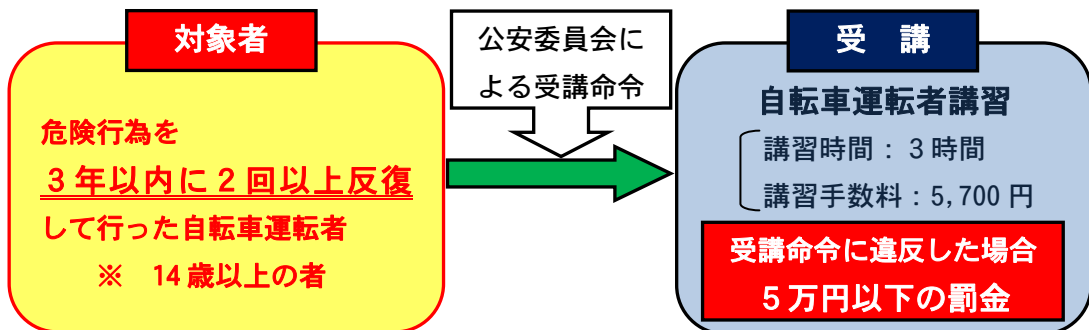


～改正道路交通法等の施行により平成27年6月1日から～

自転車運転者講習制度が始まります

自転車の運転者が、信号無視などの一定の危険行為を繰り返した場合、自転車運転者講習の受講が義務付けられます。



- 講習は、交通総務課安全係（交通安全教育隊）の担当者が自動車運転免許試験場において行います。
- 受講対象者は、危険行為を3年以内に2回以上繰り返し行った自転車運転者となります。
※ 危険行為での検挙が前提となることから、刑法上の責任年齢である14歳以上の者が受講の対象となります。

※ 「危険行為」とは…

道路交通法施行令において定められる次の14類型の違反となります。

- 1 信号無視【法第7条】
- 2 通行禁止違反【法第8条第1項】
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）【法第9条】
- 4 通行区分違反【法第17条第1項、第4項又は第6項】
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害【法第17条の2第2項】
- 6 遮断踏切立入り【法第33条第2項】
- 7 交差点安全進行義務違反等【法第36条】
- 8 交差点優先車妨害等【法第37条】
- 9 環状交差点安全進行義務違反等【法第37条の2】
- 10 指定場所一時不停止等【法第43条】
- 11 歩道通行時の通行方法違反【法第63条の4第2項】
- 12 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転【法第63条の9第1項】
- 13 酒酔い運転【法第65条第1項（法第117条の2第1号に規定するものに限る）】
- 14 安全運転義務違反【法第70条】

